

新型コロナウイルス感染症対策事業 岩手県地域企業経営支援金支給事業

【令和3年度予算分】のご案内

1 店舗最大 30 万円支給

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者が引き続き感染症対策に取り組めるよう、減収幅に応じて感染症対策等に係る経費を支援し、更なる感染対策の実施を図っていただくことを目的に支援金を支給します。

☆支給対象者

①新型コロナウイルス感染症対策又は業態・業種転換に取り組んでいること。②支援金を受給した後も、事業を継続する意思があること。などが条件となります。

1 対象業種

- ① 道路旅客運送業、道路貨物運送業
- ② 卸売・小売業
- ③ 不動産業、物品賃借業
- ④ 宿泊業、飲食業、飲食サービス業
- ⑤ 洗濯・理容・美容、
その他の生活関連サービス業
- ⑥ 医療業、社会福祉、介護事業
- ⑦ 廃棄物処理業、自動車整備業、
機械等修理業、その他事業サービス業、
その他のサービス業

など（詳しくはお問い合わせください）

※ 対象以外の業種が主で、対象業種が従という複合経営の場合は、帳票等により対象業種の継続的な経営の実態が確認できれば、支給対象となる場合があります。

2 岩手県内で事業を行っている事業者

3 中小企業者

中小企業基本法に規定する会社及び個人

※特定非営利活動法人、一般社団法人、
社会福祉法人なども申請できます。

☆ 売上減少要件

1 対象期間

令和3年4月から令和4年3月

2 売上減少割合

次の①・②のどちらかに該当

① いずれか1月の売上が前々年同期比で50%以上減少

※ただし、対象月を含む連続した3ヶ月の売上が減少していなければ非該当

② 連続する3か月の売上の合計が前々年同期比で30%以上減少

※事業者全体の売上と比較します

※白色申告の場合、前々年の月平均売上額との比較となります

※令和2年4月以降の新規創業の場合は比較対象期間の特例があります

☆ 支給額

1 連続する3ヶ月の売上減少額

2 1の金額と上限額の低いほうの金額

◎上限額＝1店舗等当り30万円

（複数店舗経営者＝店舗数×30万円

⇒1事業者当り150万円）

※宿泊業は従業員数に応じて上限額が段階的に引き上げられます

1～9人＝30万円

10～19人＝60万円

20～29人＝90万円

30～49人＝120万円

50人以上＝150万円

（雇用保険の被保険者台帳写を提出）

☆ 申請受付：7月12日（月）から

☆ 申請・問合せ：田野畑村商工会（☎34-2304）

令和2年11月から3年3月までの期間を対象にした支援金を受給した事業者も申請できます。